

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国では、急速な少子化の進行と子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所等の待機児童などが深刻な問題となっています。

このような状況を背景に、平成24年8月には「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、これら法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月から施行されます。

なお、『子ども・子育て支援新制度』は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の3つの目的を掲げています。

『子ども・子育て支援新制度』の3つの目的

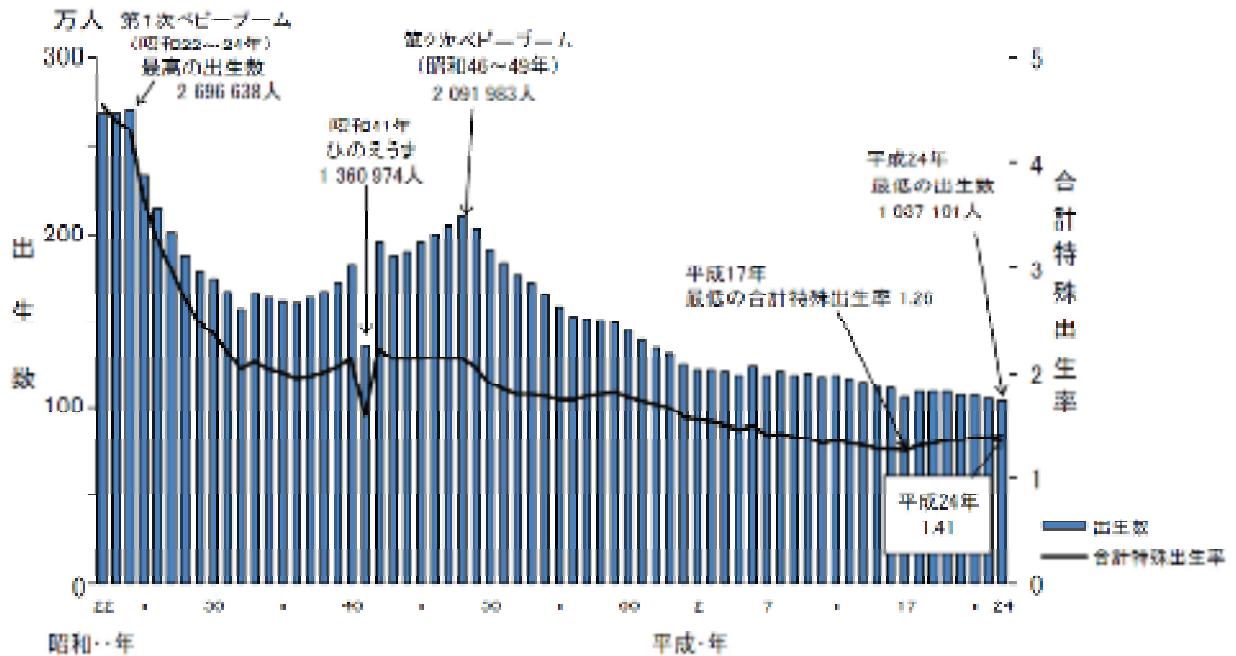
- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

この新制度を施行するに当たり、子ども・子育て支援法では、すべての自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務づけています。

本市は、平成22年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「津島市次世代育成支援後期行動計画（平成22～26年度）」を策定し、『安心して子どもを産むことができ、社会全体で子育てを支援し、子どもが健やかに育つまち 津島』を基本理念とし、子どもの健やかな成長にとって最も大切な環境づくりと家庭への支援を重要な視点と位置づけ、安心して産み育てることができる社会の実現に向けて、計画に示した各種子育て支援施策を推進してきました。

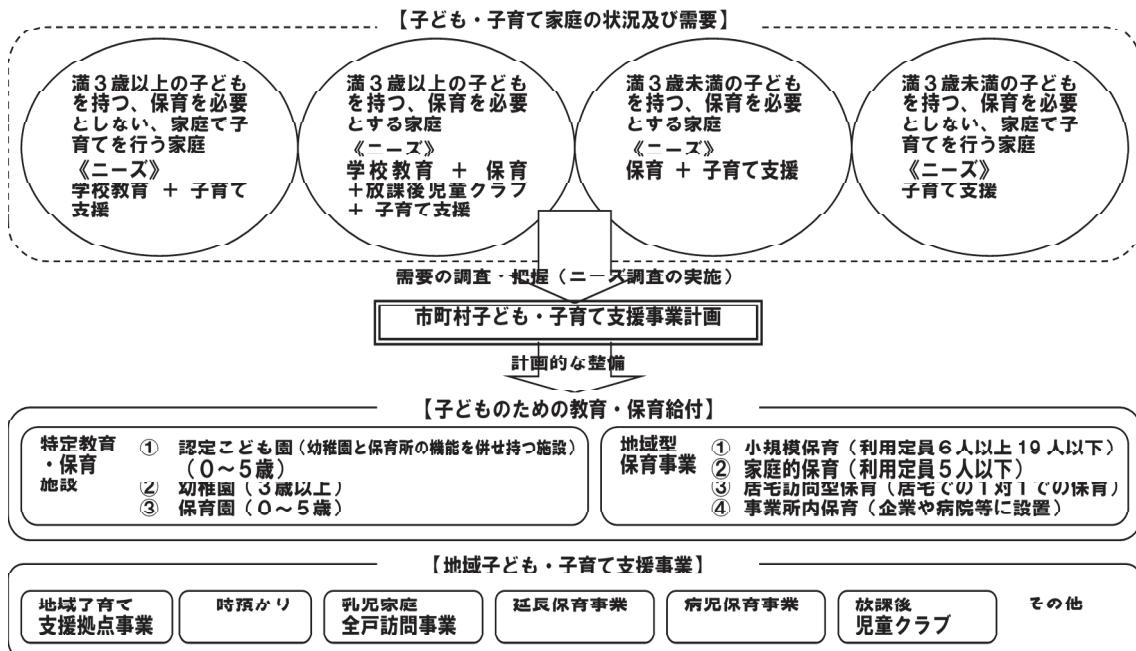
そして本市は、子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた基本指針に即して策定する市町村子ども・子育て支援事業計画と国の「健やか親子21（第2次）」に基づく母子保健計画を一体として、本計画「津島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度以降は、新しい計画に基づき、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子育て支援事業、母子保健事業を計画的に実施します。

図表1 国における出生数と合計特殊出生率の推移



資料：平成 24 年人口動態統計月報年計

図表2 新制度に基づく子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）



資料：内閣府資料「子ども・子育て関連3法について」

図表3 国の「健やか親子 21（第2次）」の基本的な考え方

「健やか親子 21」（計画期間：平成 13 年から平成 26 年まで）は、21 世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって、その達成に向けて取り組む国民運動計画として、「健康日本 21」の一翼を担うものです。

10 年後に目指す姿

- 日本全国どこで生まれても、一定の質の母子保健サービスが受けられ、かつ生命が守られるという地域間での健康格差を解消すること。
- 疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を認識した母子保健サービスを展開すること。
- 10 年後の目指す姿は「すべての子どもが健やかに育つ社会」。

資料：厚生労働省「健やか親子 21（第2次）」について 検討会報告書

2 計画の対象

本計画の対象は、市内のすべての子どもとその家族、地域住民、事業主とし、「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき、概ね 18 歳未満を対象とし、一部事業等については妊産婦を対象としています。

3 計画の性格

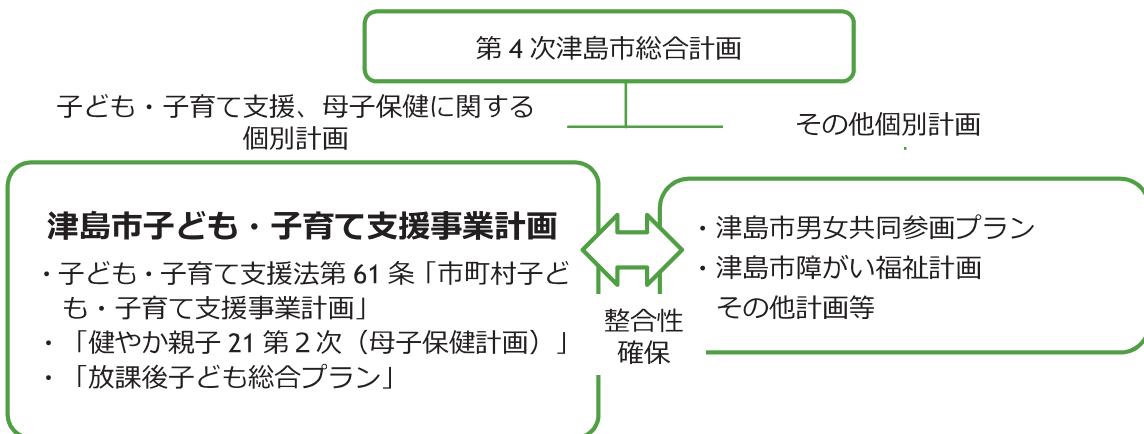
本計画は、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」第 61 条を根拠とする計画で、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画です。

また、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を含めた子ども・子育て関連 3 法に基づく『子ども・子育て支援新制度』について、本市として制度を計画的に運用していくためのものです。

さらに、国の「健やか親子 21（第2次）」に基づく母子保健計画として位置づけるほか、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

なお、本計画の策定に当たっては、市の総合計画や男女共同参画プラン、などの上位・関連計画との整合性を持つものとして定めています。

図表4 計画の性格



4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。